

ISO14001:2015と順守義務(第4回)
強化された順守義務の力量

2015年版で強化されたことに順守義務に対する力量や知識についての要求がある。今回はこれらの解説と力量を客観的に図るためのツールとして「環境法令検定」について述べたい。

1. 「7.2 力量」における順守義務

2015年版では7.2 力量として以下の要求がされている。

組織は、次の事項を行わなければならない。

a) 組織の環境パフォーマンスに影響を与える業務、及び順守義務を満たす組織の能力に影響を与える業務を組織の管理下で行う人（又は人々）に必要な力量を決定する。

...

d) 該当する場合には、必ず、必要な力量を身に付けるための処置をとり、とった処置の有効性を評価する。

まず、a)項にある「順守義務を満たす組織の能力に影響を与える業務」は、順守義務を果たすための業務と解釈される。このための力量の代表的なものとして、法令で定められた資格、例えば、公害防止管理者、エネルギー管理士等がある。また、資格とは言えないが、講習の受講により法的要求を満たすことが可能なものとして特別管理産業廃棄物管理責任者、防火管理者、エネルギー管理員・エネルギー管理企画推進者等がある。また、資格者が責任者である業務の担当課員、順守義務はあるが法的資格は必要がない業務の課員には順守義務を果たすために力量（自主基準）が必要となるかもしれない。これら順守義務を果たすための力量（法的資格、法的基準、自主基準）を決定する。

次に同じ a) 項の「環境パフォーマンスに影響を与える業務」であるが、附属書 A.7.2 では以下の適用例があがっている。

a) 著しい環境影響の原因となる可能性をもつ作業を行う人

b) 次を行う人を含む、環境マネジメントシステムに関する責任を割り当てられた人

- 1) 環境影響又は順守義務を決定し、評価する。
- 2) 環境目標の達成に寄与する。
- 3) 緊急事態に対応する。
- 4) 内部監査を実施する。
- 5) 順守評価を実施する。

この中で「著しい環境影響の原因となる可能性をもつ作業」を行う人は、単に著しい環境側

面に関連する作業ではなく、著しい環境側面の中でも力量のある人が実施しなくてはならない作業である。一般的には事務所の紙、ゴミ、電気が著しい環境側面だからと言って、力量が必要な業務とはならない。この原因となる可能性をもつ作業は、2004年版でも要求されている。

(原因となる作業例)

- ・ 有害物質の取扱、排ガス・排水処理施設の運転、環境関連設備の保守運転
- ・ 製品設計の知識
- ・ 商品販売上の知識 等

附属書では、「次を行う人を含む、環境マネジメントシステムに関する責任を割り当てられた人」として1)から5)の項目があがっており、これらは2015年版で追加になった内容である。追加になっているが附属書で示されていることであり、規格要求ではないため、1)から5)の項目を力量としなくとも“不適合”にはならない。自社にあてはめて、力量とすることが必要ならば定めることでよいだろう。一方、1)から5)の項目の実施が不十分で、その原因が力量不足と判断される場合は、審査の指摘となる可能性もある。

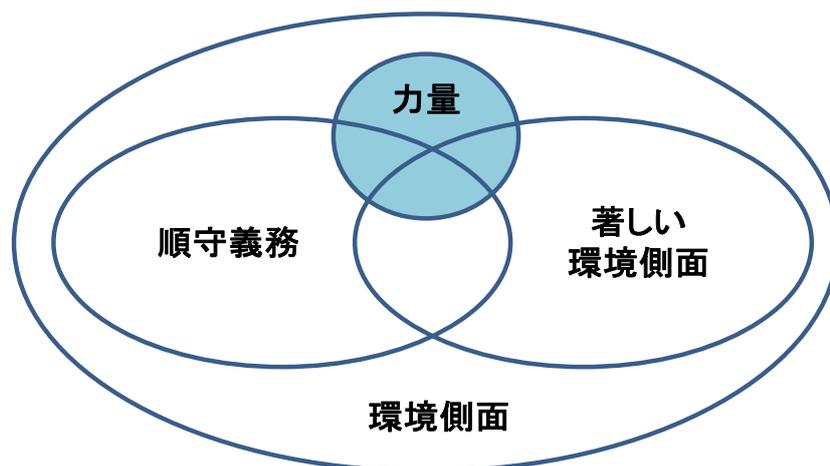
順守義務に関しては、「1)環境影響又は順守義務を決定し、評価する。」「5)順守評価を実施する。」が示されている。「順守義務を決定し、評価する」は自社に適用される順守義務として何があり、どういう要求があるかを判断することである。順守義務は変更があるため、改正された内容の対応、新規の順守義務に対しての対応についての判断も含まれる。順守義務の一覧を作成、更新する担当者の力量が相当する。「順守評価の実施」は、この後の解説する9.1.2では順守義務の知識、理解が要求されているため、ここと結びつけ、力量とすることがあり得る。

また、「必要な力量を身に付けるための処置をとり、とった処置の有効性を評価」であるが、単に講習を受講しただけでは、処置が有効であるかわからない。本来的には、一定の期間その業務を行い、問題なく業務を行うことができたかの上司・責任者の判断が必要だろう。

力量はその管理下で行う人(人々)にも求められているため、力量の対象となるのは組織の従業員だけでなく、適用範囲での常駐の外部委託業者等で組織の管理下で業務を行う人に対しても必要になる。

図表1に示す様に、力量は著しい環境側面、順守義務、環境側面に関連するものになる。

図表1 力量の範囲



2. 「7.3 認識」における順守義務

7.3 認識で認識をもたせることとして、d)項で順守義務が追加になっている。

d) 組織の順守義務を満たさないことを含む，環境マネジメントシステム要求事項に適合しないことの意味

認識は「組織の管理下で働く人々」が対象であり、順守義務を満たさない時の問題について認識させる必要がある。一方、順守義務の管理の担当者と一般の社員では認識の内容は異なるはずだ。例えば、マニフェストを見たことがない一般社員に、マニフェストが返却されてなかった場合の問題を認識してもらうことは難しい。少なくとも順守義務に関連する担当者は、環境法令等から逸脱した場合どのような社会的問題、周辺地域への環境影響が生じるか認識することが必要である。

3. 「9.1.2 順守評価」における順守義務

9.1.2 順守評価では以下の内容が追加になっている。

c) 順守状況に関する知識及び理解を維持する。

ここは、順守評価を実施するために、順守に関する知識、理解を維持すると解釈される。維持とあるため、改正された法令等についても知識、理解を深めることが必要である。本箇条と 7.2 が結び付くと、順守評価をする人は順守義務について力量が必要になる訳である。一方、順守義務は容易に理解できるものでもなく、改正もあり順守義務の知識、理解を維持することは難しい。そのために、規格で「知識及び理解の維持」が要求事項になったともいえるが、何かツールが別途必要ではないか。

4. 「環境法令検定」について

順守義務の学習機会、かつ客観的に力量を測定するツールとしての新しい検定試験「環境法令検定」が本年 9 月に実施される。検定試験の概要は図表 2 に示す通りであり、期間中であれば自らパソコン、スマホから全国 160 か所の会場から場所・時間を指定し、当日は会場で試験を受け、結果をその場で知ることができる。

図表 2 環境法令検定の概要

試験日程	2016年9月1日～9月30日	申込期間	2016年8月1日～9月27日
申込方法	Web 申し込み	受験料	9,000 円(税別)
試験場所	全国 47 都道府県・160 箇所の CBT 会場		
試験方法	CBT 試験:コンピュータ端末を利用した試験		
受験資格	学歴、年齢、性別、国籍、保有資格など、一切の制限はありません。		
受験料払込締切	申込期間と同じ		
出題範囲	大気汚染防止法、水質汚濁防止法廃棄物処理法、省エネ法など、代表的な環境法令から出題。詳細は当検定 Web サイトを参照		
出題方式	全問4択問題	結果発表	試験終了と同時に確認可能
主催者	(株)パデセア		

本検定は環境法令に関する知識を測定するためのものであり、「合格」「不合格」の設定はしていない。総合評価として合計点数で70点数以上の場合、成績に応じた(ブロンズ70～79点、シルバー80～89点、ゴールド90点以上)証明書(カード)を発行する。

試験の難易度は、環境に関する一般試験であるeco検定(主催:東京商工会議所)と公的資格である公害防止管理者の中間を想定している。試験前に「環境法令検定重要点解説セミナー」も実施する予定である。

学習のためのテキストとしては、環境法令学習のための書籍として定評のある「新・よくわかるISO環境法」(著者:鈴木 敏央 出版社:ダイヤモンド社)、「ISO 環境法クイックガイド」(著者:ISO 環境法研究会 出版社:第一法規)を推薦している。

2015年版で強化された順守義務の力量に対応するため、本検定を利用されたいかがだろうか。

以上